

東浦町告示第 36 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項に基づき、指定納付受託者を次のように指定した。

令和 8 年 9 月 14 日

東浦町長 日 高 輝 夫



指定納付受託者	納付事務に係る歳入等	指定した日
モバイルクリエイト 株式会社 大分県大分市東大 道二丁目 5 番 60 号	行政不服審査謄写等手数料	令和 8 年 9 月 8 日
	その他証明手数料	
	複写手数料	
	閲覧手数料	
	租税に関する証明手数料	
	住宅用家屋証明申請手数料	
	戸籍住民基本台帳等証明手数料	
	自動車臨時運行許可手数料	
	犬登録事務手数料	
	狂犬病予防注射済票交付手数料	
	し尿くみ取り手数料	
	粗大ごみ収集手数料	
	家庭系可燃ごみ処理手数料	
	農振証明手数料	
	図面売上金	
	図書売上金	
	情報公開等文書料	
	原動機付自転車等標識弁償金	
	ごみ収集日程看板売上金	
	防災ラジオ頒布代金	
	図書等売上金	